

平成 28 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社フォトライフ研究所
代表者名 代表取締役社長 武田 宣
問合せ先 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
執行役員 社長室室長 中西 建次
(TEL. 03-6800-3570)

**株式会社フォトクリエイト株券等（証券コード 6075）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社フォトライフ研究所（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 8 月 10 日、株式会社フォトクリエイト（コード番号：6075、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の名称については、下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」で定義します。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 28 年 8 月 12 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 28 年 9 月 26 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社フォトライフ研究所
所在地 東京都渋谷区南平台町 16 番 17 号

（2）対象者の名称

株式会社フォトクリエイト

（3）買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権
 - i) 平成 20 年 6 月 26 日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）
 - ii) 平成 26 年 9 月 26 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といい、「第 2 回新株予約権」及び「第 3 回新株予約

権」を総称して「本新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,149,524 株	690,062 株	一株

(注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(690,062株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(690,062株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数(1,149,524株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成28年8月10日付で公表した「平成28年6月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(1,394,500株)から、本公開買付けを通じて取得する予定の無い対象者が所有する自己株式数(76株)、及び本公開買付けに応募しないことに合意しているカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が保有する対象者株式数(382,000株)を控除し、平成28年6月30日現在の本新株予約権それぞれの目的となる対象者株式の数の合計137,100株を加えた株式数(1,149,524株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年8月12日(金曜日)から平成28年9月26日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金1,950円

② 第2回新株予約権1個につき、金70,000円

第3回新株予約権1個につき、金58,000円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（690,062株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（1,015,988株）が買付予定数の下限（690,062株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成28年9月27日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,015,988株	1,015,988株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	1,015,988株	1,015,988株
(潜在株券等の株の合計)	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,820個	(買付け等前における株券等所有割合 24.94%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	10,159個	(買付け等後における株券等所有割合 66.33%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,820個	(買付け等後における株券等所有割合 24.94%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,771個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成28年5月13日に提出した第15期第3四半期報告書に記載の同報告書直前の基準日(平成27年12月31日)に基づく株主名簿による総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権及び単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(1,394,500株)から本公開買付けを通じて取得する予定の無い対象者が所有する自己株式数(76株)を控除し、平成28年6月30日現在の本新株予約権それぞれの目的となる対象者株式の数の合計137,100株を加えた株式数(1,531,524株)に係る議決権の数(15,315個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成28年9月30日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社フォトライフ研究所

東京都渋谷区南平台町16番17号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上